◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第１４８号(H24. 6. 8)◆◆

＝はじめに＝

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝７件（６月１日～６月７日分）
（１）乗合バスが横断歩道を横断中の歩行者を轢いた事故
（２）乗合バスが対向してきた軽乗用車と衝突した事故
（３）乗合バスに大型ダンプが追突した事故
（４）貸切バスの車両火災１
（５）貸切バスの車両火災２
（６）タクシーが道路左側の歩道に乗り上げて転覆した事故
（７）タクシーが対向車線の街路樹等に衝突した事故
２．平成２４年度の自動車運送事業者における先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援のための補助制度を開始します。(再周知)
３．トラック、バス、タクシーの安全教育マニュアルをつくりました。(再周知)
４．トラック追突事故防止マニュアルを公表しました！（再周知）
５．６月は、「不正改造車を排除する運動」と「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の強化月間です。(再周知)

◇◇◇

事故現場は片側１車線のセンターラインのある直線道路であり、対向してきた当該軽乗用車が、センターラインを超えて対向車線にはみ出したため発生した模様。

（３）乗合バスに大型ダンプが追突した事故

６月６日（水）午後４時２０分頃、茨城県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客１３名を乗せてバス停に停車していたところ、後方より走行してきた大型ダンプが追突した。

この事故により、当該乗合バスの乗客９名と運転者の計１０名が軽傷を負った。

事故現場は、片側一車線の道路で、当該バス停には専用の停車スペース（バスベイ）は設置されていなかった。

（４）貸切バスの車両火災１

６月１日（金）午前０時３０分頃、静岡県において、神奈川県に営業所を置く貸切バスが乗客３４名と交替運転者１名を乗せて運行中、当該貸切バスのエンジンルームより出火した。

この火災により、当該貸切バスのエンジンルーム内が焼損したが、乗客は避難しており負傷者はいなかった。

当該貸切バスの運転者は走行中、運転者席の警告灯（エアドライヤー警告灯）の点灯及び車両後部からの発煙を確認したため、パーキングエリアに停車しエンジンルームを確認したところ、出火を発見したことから、消防及び警察に通報した。

（５）貸切バスの車両火災２

６月３日（日）午後１時３０日分頃、石川県において、富山県に営業所を置く貸切バスが乗員乗客２２名を乗せて運行中、エンジンルームから出火し、エンジンルームの一部を焼き、その後消火した。この事故による負傷者はなし。

（６）タクシーが道路左側の歩道に乗り上げて転覆した事故

６月２日（土）午前５時５５分頃、東京都において、都内に営業所を置くタクシーが乗客２名を乗せて運行中、道路左側の歩道に左前輪を乗り上げ、そのまま転覆した。

この事故により、当該タクシーの運転者と乗客２名が軽傷を負った。

事故当時、当該タクシーは当該道路の第１車線を時速約５０キロメートルで走行していたが、当該タクシーの運転者が脇道に気を取られ注意力が散漫となり、運転操作を誤った模様。

（７）タクシーが対向車線の街路樹等に衝突した事故

６月６日（水）午後０時３５分頃、北海道において、道内に営業所を置くタクシ

ーが乗客１名を乗せて運行中、当該タクシーの運転者が意識を失い、時速約３０キロメートルで対向車線の街路樹等に衝突した。

この事故により、当該タクシーの乗客１名が両足の大腿骨を骨折する重傷を負った。

当該タクシーの運転者も軽傷を負い病院に運ばれたが、当該タクシーの運転者が意識を失った原因については発見できなかった。

事故現場は、当該タクシーから見て片側１車線の直線道路であり、事故後、事業者が確認したドライブレコーダの映像には、当該運転者が、意識を失う前に、首筋をなでたり腹をさすっているところが記録されていた模様。

なお、当該乗客はシートベルトを装着していなかった。

◇◇◇

平成２３年度検討会においては、事業用トラック事故件数のうち、約半数が追突事故により占められている状況を鑑み、トラック追突事故の課題と対策について集中的に分析しました。

この分析では、わき見運転や反応の遅れなど運転者面の直接の要因だけでなく、その背景に潜む運行管理面の要因にさかのぼり、追突事故防止に効果的と思われる対策を選定しました。

これにより、経営トップ、現場管理者、運転者それぞれの役割に応じ、トラック追突事故防止のための「指針」及び「マニュアル」を作成しました。

本報告書については、運送事業者における事故防止の取組に活用していただけるよう周知していくこととしています。

〇報告書

・[第１分冊]事業用自動車の交通事故の傾向分析

・[第２分冊]トラックの追突事故を防止するための課題整理と対策検討

　別冊１：経営トップ向け指針

　別冊２：現場管理者向けマニュアル

　別冊３：ドライバー向けマニュアル　　など

・[第３分冊]社会的影響の大きい重大事故の要因分析

※報告書本体については、以下のリンク先をご覧下さい。

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03analysis/examination.html)

◇◇◇

発行　国土交通省自動車局安全政策課

＊このメルマガについてのご意見は、＜　jiko-antai@mlit.go.jp　＞までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）

【参考】

＊自動車局ホームページ

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）

・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆